

年金ご予約定期「夢待人～これからの夢～」

(自由金利型定期預金M型)〔単利型〕

平成 28 年 2 月 1 日現在

商品名 (愛称)	自由金利型定期預金M型〔単利型〕 (年金ご予約定期「夢待人～これからの夢～」)
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 満 57 歳以上満 65 歳未満の公的年金(国民年金、厚生年金、各種共済年金)未受給者で、3 年以内に公的年金の受給予定があり、年金受取口座を当金庫にご指定するご予約のある方 ※年金受取口座指定のご予約は、当金庫所定の「年金受取口座指定予約票」のご提出が必要です なお、「年金受取口座指定予約票」は、将来の年金受取口座指定を強制するものではありません ※お取扱いは、公的年金の受取口座の指定をご予約された当金庫 1 店舗のみです
取扱期間	<ul style="list-style-type: none"> この預金の取扱期間は、店頭等で告知します
期 間	<ul style="list-style-type: none"> 満期日指定方式 1 カ月以上 3 年以内 かつ、預入者の公的年金受給権発生日(誕生日)の前日を満期日とします ※自動継続のお取扱いはできません
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 10 万円以上 200 万円以内(おひとり様 合計 200 万円以内) 1 円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以降に一括して払い戻します
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (頻度) (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利 預入時のスーパー定期(単利型・300 万円未満)の店頭表示利率に、この預金所定の優遇金利を上乗せした利率を約定利率として満期日まで適用します 預入期間 2 年未満のものは満期日以降に一括して支払います 預入期間 2 年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応答日)に支払います なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します 付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算
税 金	<ul style="list-style-type: none"> お利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> マル優の取扱いができます
満期時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> この預金の満期時に、公的年金の受取口座を当金庫にご指定された場合は、当金庫が取扱う年金定期への預け替えができます ※別途お手続きが必要です
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業推進部(9 時～17 時、電話：052-913-1153)にお申出ください 紛争解決措置：愛知県弁護士会(電話：052-203-1777)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話：03-3517-5825)にお申出ください。またお客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記営業推進部または全国しんきん相談所にお問合せください。
その他 参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します 金融情勢の変化等により、取扱期間中であっても、予告なく取扱いを変更または中止する場合があります 一部解約はできません
預金保険について	<ul style="list-style-type: none"> 預金保険制度の付保対象預金です 預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます)